

○嶋崎委員長 次の陳情審査に入ります。二番町地区まちづくり、送付5-18、19、21から26、31の9件、一括して審査をいたします。陳情書の朗読は同じように省略をさせていただきます。

執行機関から何か情報提供があれば下さい。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 それでは、二番町地区地区計画の変更に関する陳情に関しまして、区の見解についてご報告をいたします。恐れ入りますが、環境まちづくり部参考資料4をご覧ください。

今回、6月13日から7月5日までの間に全9件の陳情を頂いております。こちらの資料には、各陳情の件名と内容を整理した概要のほか、項目ごとに整理区分、回答を記載しております。なお、整理区分という項目については、全部で四つ今回は記載をしております。それぞれどのような観点で整理をしたかということについては、資料欄外のほうに補足をさせていただきました。

今回は一番右の回答欄の各項目に対応する区の見解を示しておりますので、それぞれ簡単に回答の概要についてご報告をいたします。

まず、送付5-18の陳情についてです。項目の1番につきましては、3月30日に開催をした都市計画審議会におきまして、各委員の皆様から、学識経験者の委員による専門的な見地からの検討を求める意見がございました。それを踏まえまして、区では二番町地区の地区計画の変更に係る専門家会議という会議体を設置しております。こちらの専門家会議ですが、既に6月6日に第1回を開催しております。今後7月10日に第2回の開催を予定しております。前回6月6日の第1回の会議の際ですが、検討項目の一つとなりましたのが都市計画手続についてでした。都市計画案を変更した場合は手続を最初からやり直すということがこの会議体の中で確認されておまして、区としては、今後それが確定した際に、その方針にのっとった対応を考えております。今後の都市計画審議会におきまして、最終的な専門家会議の方針を示していただけるものというふうに区としては考えておまして、そうなった場合、その後に改めて都市計画手続を再度行うということも考えられる中、現時点で以前の計画手続における意見募集に関する情報を公表するという点に関しては考えておりません。

以下の陳情におきましても、この中のハイフンで整理区分を記載したのものに関しては同様の考えに基づき回答をさせていただいております。

2番についてなんですが、都市計画手続を通じて今後も様々な立場の方からご意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。また、まちづくり協議会の開催等を通じまして、ご指摘があったとおり、事業者だけではなく、区民や有識者など、様々な方のご意見を伺うよう努めてまいりたいというふうに考えております。

3番につきましては、今後の手続における参考とさせていただければというふうに考えております。

続いて、送付5-19の陳情についてです。まず、こちら2番についてですが、類似した陳情があった際に、こちらに記載のとおり回答させていただいております。こちら1番の陳情についても同様に考えております。

3番につきましては、現在、専門家会議には都計審における各委員からのご意見を踏まえまして、その都計審の際に挙げられた検討項目の議論、こちらをお願いをしているとこ

ろでございます。

続きまして、送付5-21の陳情についてです。こちら5番については類似の陳情があった際に、こちらの資料に記載のとおり回答をさせていただいております。その他の項目については、今後の手続の参考とさせていただければというふうに考えております。

続いて、送付5-22の陳情についてです。1番につきましては、類似の陳情があった際に記載のとおり回答をさせていただいております。

2番については、先ほどご報告をした内容と重なりますが、専門家会議の方針にのっとり、計画案が今後変更となった場合については、改めて手続を行うということを考えております。

3番は、今後の手続の参考とさせていただければというふうに考えております。

続いて、送付5-23の陳情についてです。こちらの内容についてですが、区議会に対する要望というふうにお見受けしております。3月3日の特別委員会における集約を引用した形で回答欄に記載をしております。

続いて、送付5-24の陳情に関してです。こちらの1番につきましては、ただいまご説明した内容と同様の対応とさせていただきました。

2番に関してですが、議会に対する要望ではあるものの、本計画に関する見解を求めるという内容とは異なるのではというふうに考えまして、記載のとおり、区が判断するものではないという回答をさせていただいております。

続いて、送付の5-25の陳情についてです。現時点におきまして区が影響調査を行うということについては考えておりませんが、専門家会議の意見を踏まえまして、もし計画案が見直しというふうになる場合については、こちらは以前の調査とは前提が変わってくるため、事業者に対しては改めて影響調査を実施するよう、区からの指導を行いたいというふうに考えております。

続いて、送付5-26の陳情に関してです。こちらについては、一つ目の陳情への回答の考え方と同じ取扱いを考えております。

最後に、送付の5-31の陳情に関してです。こちらは今後の手続における参考とさせていただければというふうに考えております。

こちらからのご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ちょっとお諮りをしたいんですが、現在ご案内のように都市計画審議会において学識経験者の先生方にこの案件につきましていろいろとお願いをしております。で、もう1回終わったんだっけ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。

○嶋崎委員長 1回目が終わって2回目に入るんだよね、いつやるの。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 7月10日です。

○嶋崎委員長 7月の10日に2回目の会議体が持たれるそうです。ここにも全部が全部ではありませんけれども、都計審の学経の先生方の専門的な見地からということも書かれておりますので、できれば、この25日が都市計画審議会を予定しております。この案件はないんだよね、今回はね。どこら辺まで、そこをちょっと教えてください。25日のところはどのような形になるのか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 失礼しました。7月25日に予定されている都市計

画審議会における取扱いに関してですが、こちらまだ確定はしていないんですけれども、専門家会議の中で意見が集約されたようであれば、こちらの7月25日の都市計画審議会において集約された内容についての報告をいたしたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。審議案件ではなくて報告案件ということですね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。おっしゃるとおりです。

○嶋崎委員長 ということなんで、それを受けて我々もこの陳情については少し審査をしたほうがいいだろうというふうに委員長としては判断をいたしました。

お諮りをいたしますけれども、そのようにさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、これに関しましては、その都市計画審議会の結果を待って次回の審査に当たらせていただきたい。継続ということでお諮りをさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。